

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(2) 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入等の費用を補助します。

対象者

長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県に所在する、令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者

※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募期間：9月上旬以降を予定。

②補助率：2／3

定額（過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす者）

③上限額：200万円（事業用資産に直接的な被害を受けた直接被災事業者）

100万円（間接的な被害（売上減少）を受けた間接被災事業者）

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

④補助対象費目：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 電話：03-3501-2036